

現 行	改 定 後
1994 年04 月 1日制定 1997 年04 月 1日改定 1999 年01 月 1日改定 2000 年01 月 1日改定 2001 年01 月 1日改定 2003 年01 月 1日改定 2014 年04 月 1日改定 2016 年08 月 1日改定 2020 年01 月 1日改定 2021 年04 月 1日改定	1994 年04 月 1日制定 1997 年04 月 1日改定 1999 年01 月 1日改定 2000 年01 月 1日改定 2001 年01 月 1日改定 2003 年01 月 1日改定 2014 年04 月 1日改定 2016 年08 月 1日改定 2020 年01 月 1日改定 2021 年04 月 1日改定 2026 年01 月 1日改定
日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）事業運営規則	日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）事業運営規則
第1章（略）	第1章（略）
第2章第1節 慶祝金の給付	第2章第1節 慶祝金の給付
（結婚祝金）	（結婚祝金）
第4条	第4条
1 一般会員及び特別会員（以下会員という）が結婚したときに、次の結婚祝金を給付する。金額30,000円	1 一般会員及び特別会員（以下会員という）が結婚したときに、次の結婚祝金を給付する。金額50,000円
2 （略）	2 （略）
（出産祝金）	（出産祝金）
第5条	第5条
1 会員またはその配偶者が出産したときに、会員に次の出産祝金を給付する。1児につき金額 20,000円	1 会員またはその配偶者が出産したときに、会員に次の出産祝金を給付する。1児につき金額 30,000円
2.3 （略）	2.3 （略）
（入学祝金）	（入学祝金）
第6条	第6条
1 会員の子供が小学校、中学校、高等学校に入学したときに、次により入学祝金を給付する。 小学校 金額 20,000円 中学校 金額 10,000円 高等学校 金額 10,000円	1 会員の子供が小学校、中学校、高等学校に入学したときに、次により入学祝金を給付する。 小学校 金額 20,000円 中学校 金額 20,000円 高等学校 金額 20,000円
第2章第3節（略）	第2章第3節（略）
第4節 傷病給付	第4節 傷病給付
（入院見舞金）	（入院見舞金）
第11条	第11条
1 会員または配偶者及び会員の扶養家族である子供・父母が傷病による療養のため6日以上入院したときは、次により入院見舞金を給付する。会員 金額 20,000円 配偶者 金額 20,000円 扶養家族である子供・父母 金額 10,000円	1 会員または配偶者及び会員の扶養家族である子供・父母が傷病による療養のため6日以上入院したときは、次により入院見舞金を給付する。会員 金額 35,000円 配偶者 金額 35,000円 扶養家族である子供・父母 金額 25,000円
2 （略）	2 （略）